

『災害復旧における適切な入札契約の 適用ガイドライン』作成方針

災害復旧における入札契約方式の適用状況と課題

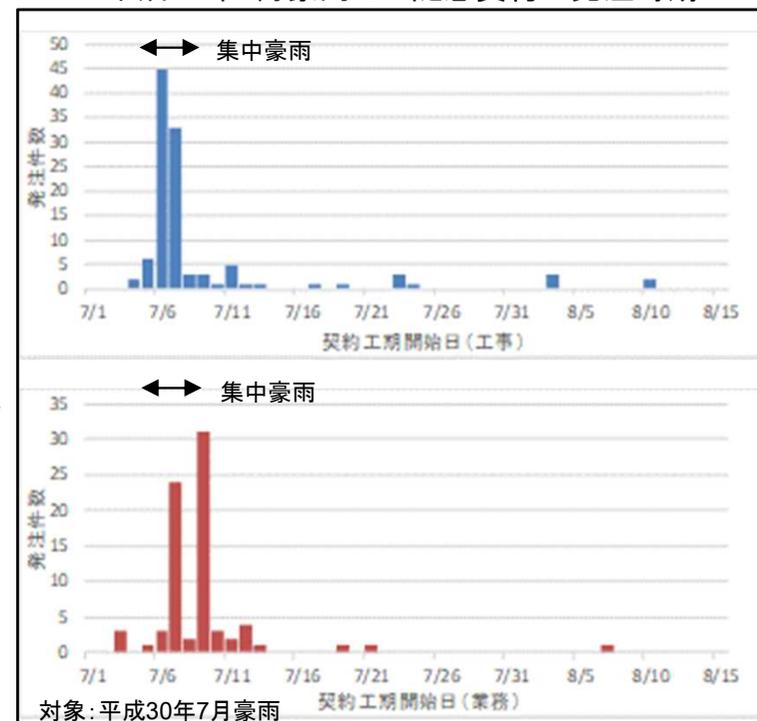
- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「工事発注用」のガイドラインを作成（平成29年7月）。
（地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知）
- 平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件（H30.11末時点）の工事で随意契約を活用。
→ **測量・調査・設計等業務発注への対応**

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合

平成30年7月豪雨での随意契約の発注時期

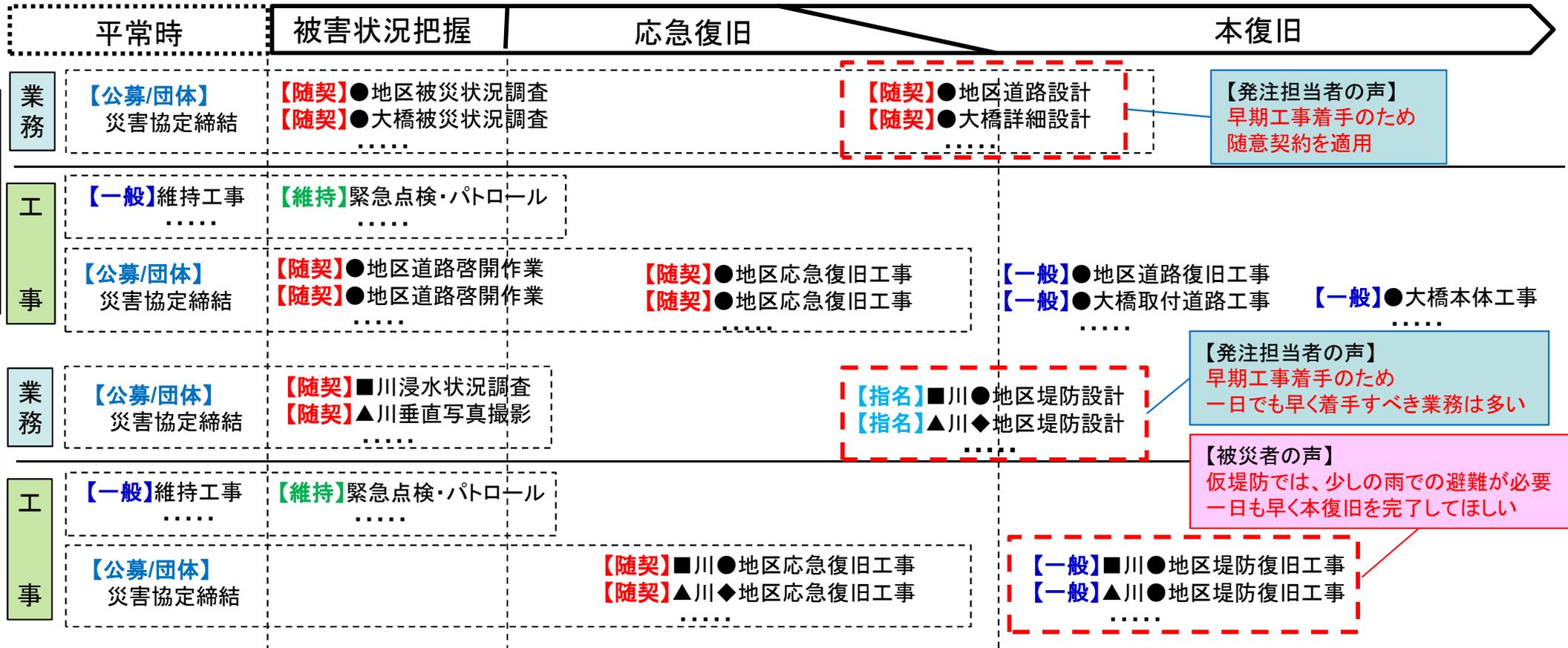


近年の主要災害における入札契約方式の適用状況と課題

- 事業上流段階から実施される業務は、工事早期着手のため、適切な入札契約方式の適用が重要
- 業務・工事を問わず、本復旧以降の入札契約方式の適用条件の明確化が課題

近年の主要災害における入札契約方式の適用状況の例(直轄)

▼発災



ガイドライン(現行)
との関係

随意契約

指名競争

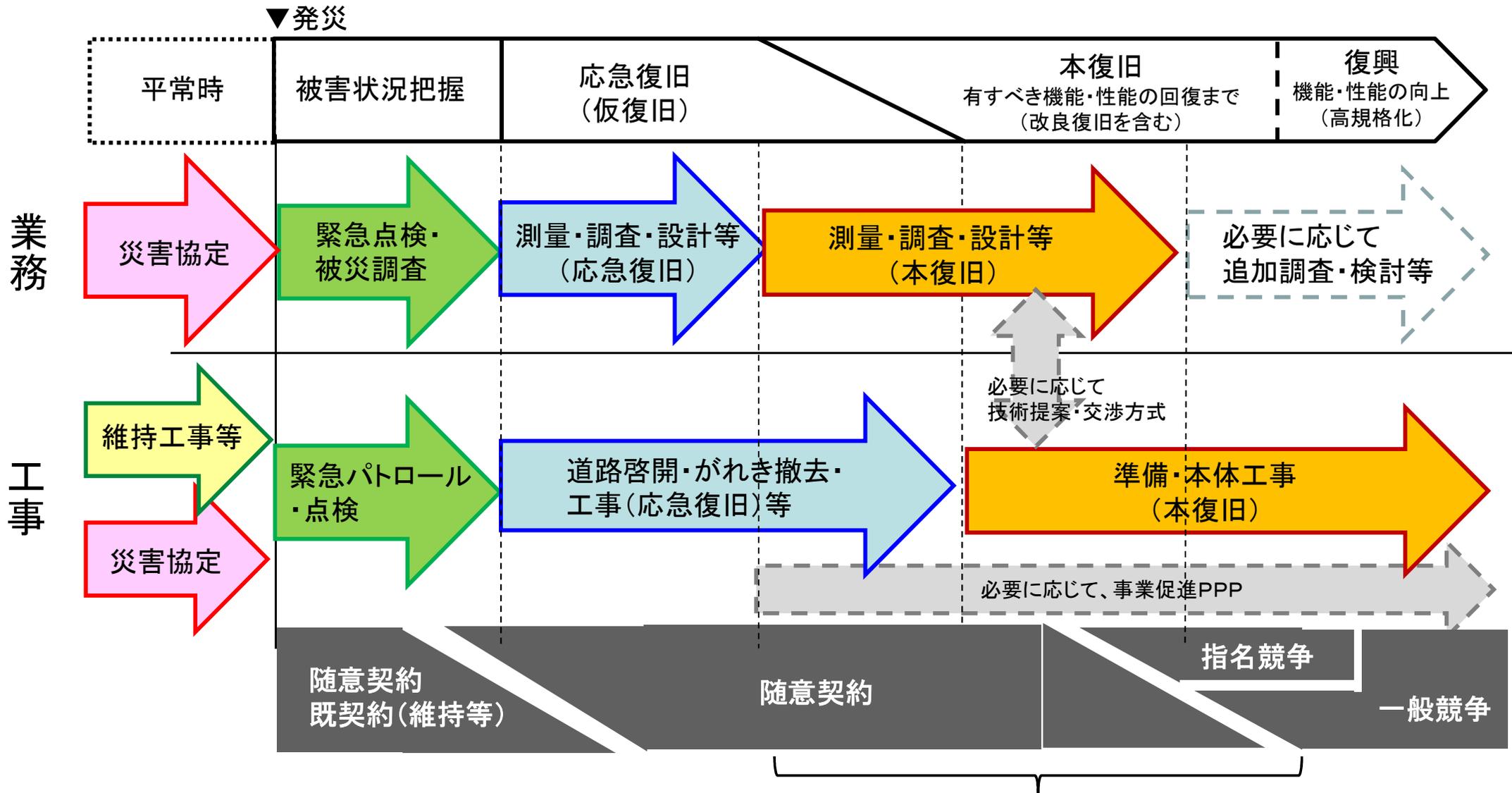
一般競争

道路啓開、がれき撤去、堤防等河川堤防施設等の応急復旧工事
孤立集落解消のための橋梁復旧など緊急性が極めて高い本復旧工事

出水期や降雪期等の一定の期日までに
復旧を完了させる必要がある工事等

災害復旧における入札契約方式の適用の考え方

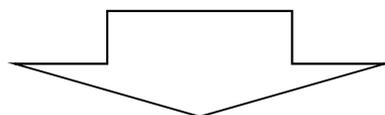
- 業務・工事を問わず、有すべき機能・性能の回復まで、随意契約の適用を基本として、入札契約の適用の考え方を整理
- 円滑に復旧を進めるための技術提案・交渉方式、事業促進PPPの最新知見を反映



- ・有すべき機能・性能を回復できていない場合、業務・工事に随意契約を適用可
- ・効率的、確実な施工のため、提案を求めることが有効な場合、指名、一般競争を適用

<『災害復旧における適切な入札契約の適用ガイドライン』改正方針>

- 業務・工事を問わず、有すべき機能・性能の回復まで、随意契約の適用を基本として入札契約の適用の考え方を整理
- 技術提案・交渉方式、事業促進PPPの最新知見を反映
- 地方公共団体の参考となるよう、事業タイムライン、入札契約の適用、体制確保等について、直轄事業との相違点や留意事項を整理



- 次年度の部会でガイドライン改正内容を審議

<ご意見を伺いたい事項>

- ガイドライン改正方針について、課題、留意事項はないか。
- その他、ガイドラインへ盛り込むべき、留意事項はないか。

【参考事例】熊本災害復旧の概要

- 平成28年4月の熊本地震後、大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被災等が発生し、複数の幹線ルートが通行止。早期の復旧ルートの供用が必要となった。



● 本復旧に係る詳細設計業務等において、随意契約を適用



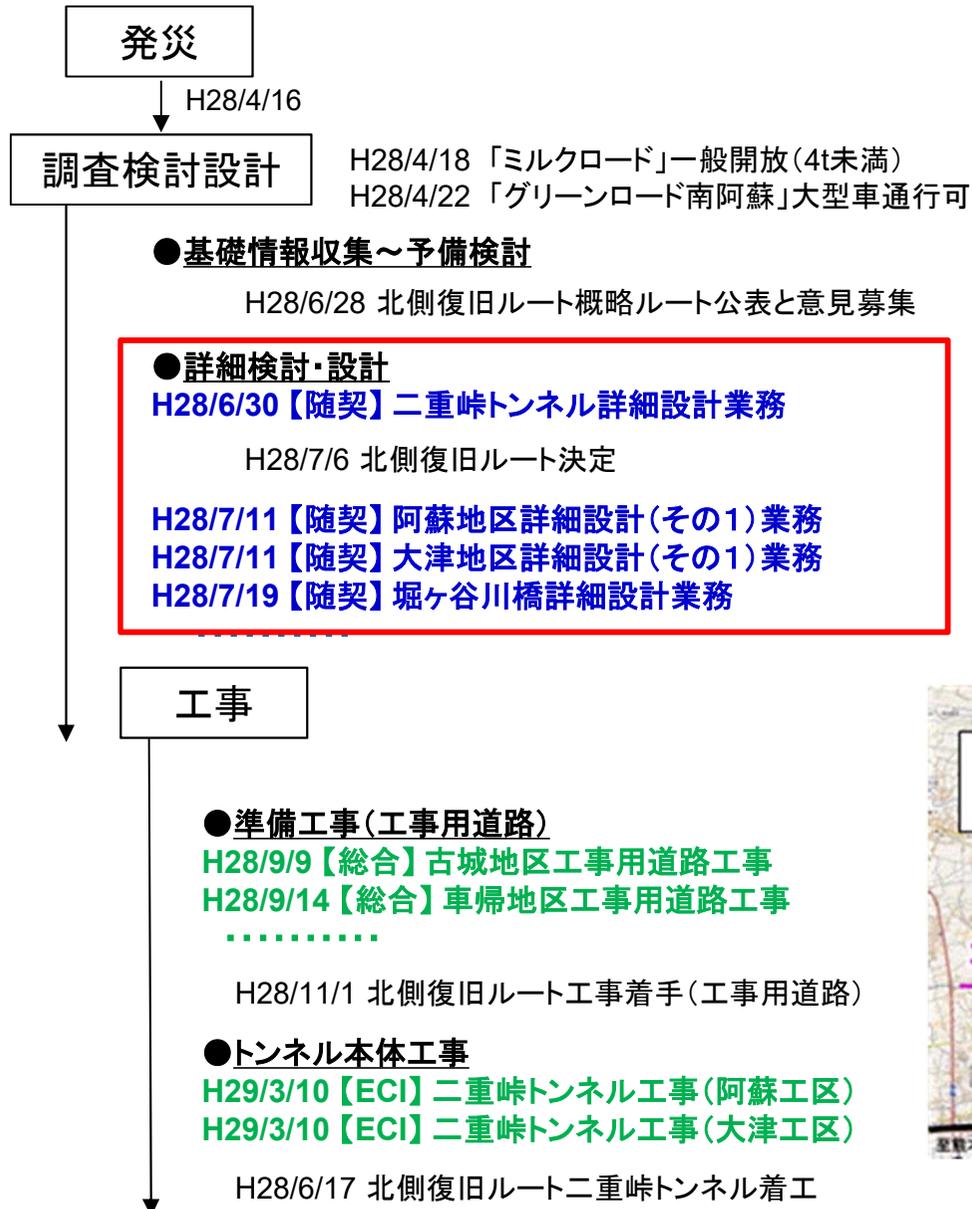
架替位置公表
橋梁形式公表

⇒本復旧に係る調査・設計でも随意契約を適用



【参考事例】入札契約方式の適用状況(北側復旧ルート)

- 本復旧に係る詳細設計業務等において、随意契約を適用
- 二重峠トンネル工事において、技術提案・交渉方式を適用



⇒本復旧に係る詳細設計でも随意契約を適用



【参考】技術提案・交渉方式

- 災害復旧に活用しやすいよう、ガイドラインを改正（令和2年1月）

技術提案・交渉方式の適用事例(災害復旧)

	二重峠トンネル	赤谷3号砂防堰堤
写真・図		
発注者(地整)	九州	近畿
契約タイプ	技術協力・施工	技術協力・施工
概要	熊本地震後の復旧事業としてのトンネル	立入規制区域内の砂防堰堤工事
進捗	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 技術協力業務(H28) ➢ 本坑貫通式(H31.2) 	➢ 手続き中

技術提案・交渉方式の運用ガイドライン改正状況(R2.1)

○災害復旧工事にも適用しやすいよう手続を効率化

工事特性に応じた技術協力期間の設定例

条件	種類	緊急度	工事特性		技術協力期間の設定例
			提案の自由度	適用技術の実績	
災害時	新設(代替ルート)	【緊急】 早期供用が求められる	【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	6ヶ月程度
			【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6~12ヶ月程度
	既設(補修)		【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3~6ヶ月程度
			【高】調査・設計が進んでいない、高度な工法を適用	ある	6ヶ月程度
			【低】確実な施工のための不確定要素への対処が中心	十分ある	3~6ヶ月程度

○技術業力業務における実施内容の充実

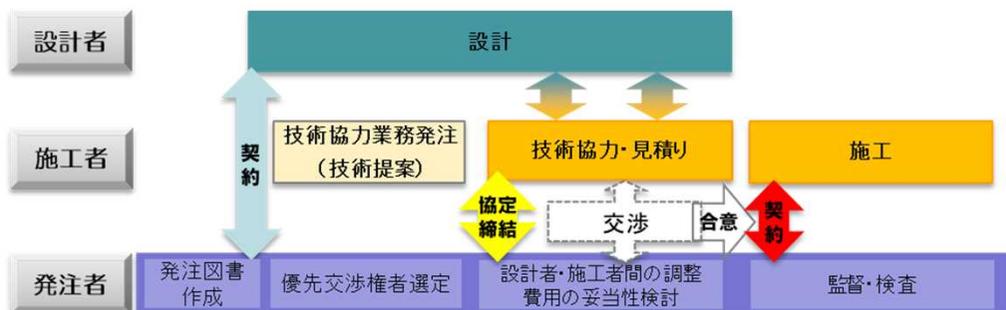
(改正前)

(現行)

- ①優先交渉権者の技術提案
- ②設計の実施
- ③工事費用の管理
- ④事業工程の管理
- ⑤三者間の協議

- ①前提条件及び不確定要素の整理
- ②優先交渉権者の技術提案の適用可否検討
- ③追加調査
- ④地元及び関係行政機関との協議
- ⑤学識経験者への意見聴取
- ⑥設計・技術協力の実施
- ⑦工事費用の管理
- ⑧事業工程の管理
- ⑨三者間の協議

技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)のフロー

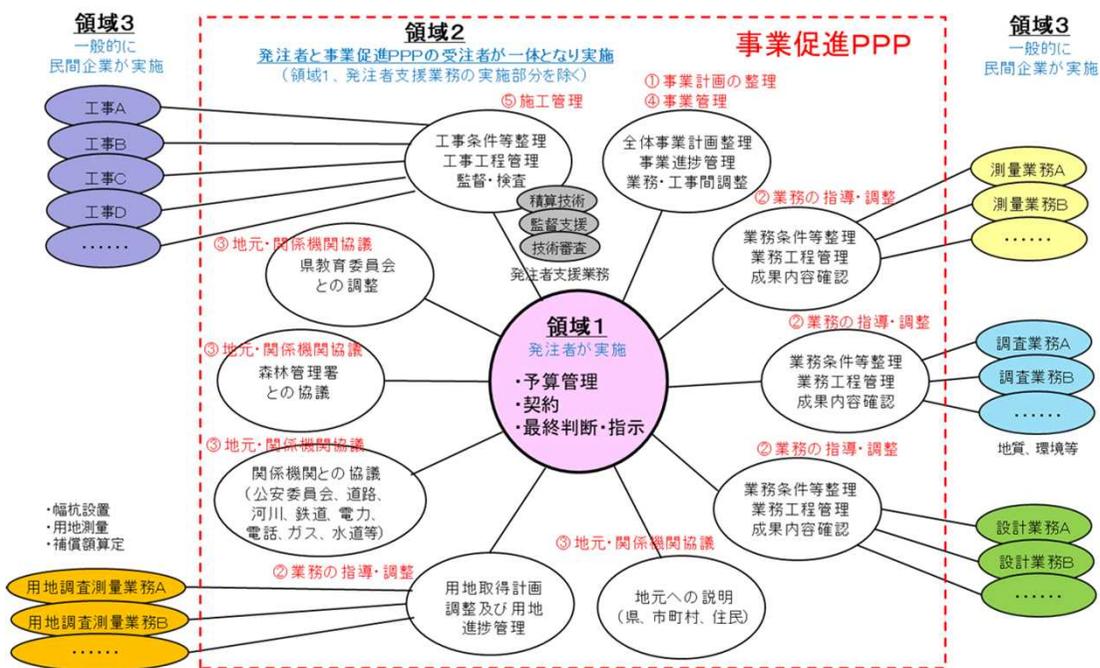


事業促進PPPと同様のマネジメント業務を充実

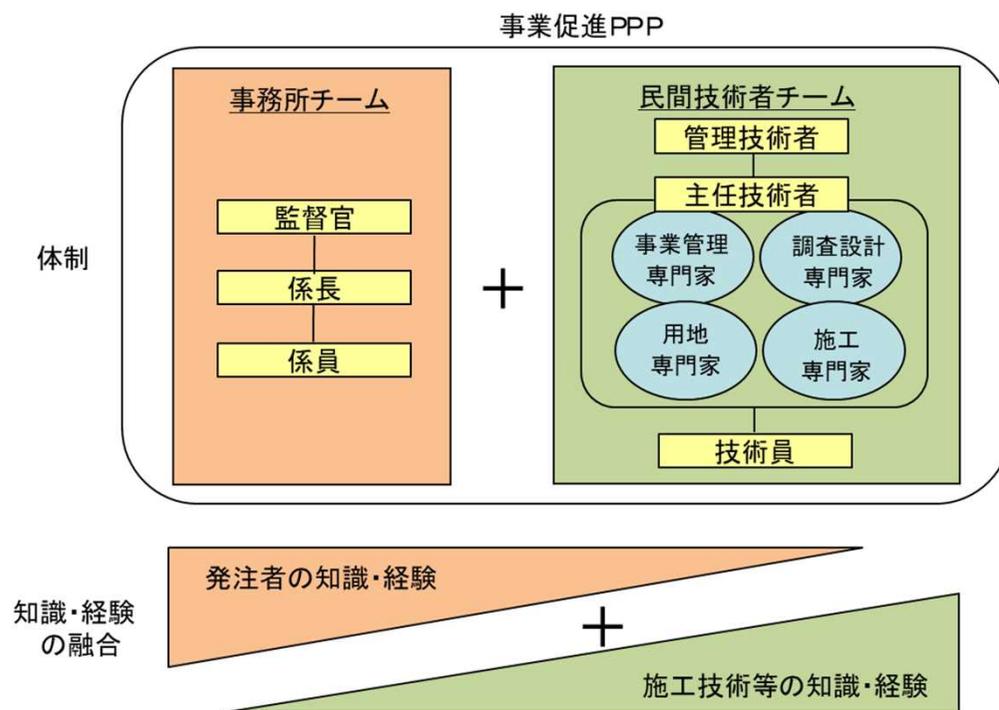
【参考】事業促進PPP

- 直轄事業で、必要なときに速やかに導入できるように、ガイドラインを策定（平成31年3月）

事業促進PPPとは、事業促進を図るため、官民がパートナーシップをくみ、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理、測量・調査・設計業務等の指導調整等、地元及び関係行政機関等との協議、事業管理等、施工管理等を行う方式



事業促進PPPの業務内容



事業促進PPPの体制